

令和6年度第4回兵庫県国民健康保険団体連合会理事会議事録

日時 令和7年2月4日（火）

午後1時55分から

場所 兵庫県国民健康保険団体連合会

大会議室（センタープラザ18階）

令和6年度第4回兵庫県国民健康保険団体連合会理事会議事録

1 開催日時 令和7年2月4日(火)午後1時55分～午後3時10分

2 開催場所 兵庫県国民健康保険団体連合会 大会議室

3 理事数 11名

4 出席理事 11名

(1) 出席者(3名)

副理事長 庵 途 典 章 (佐用町長)

越 田 謙 治 郎 (川西市長)

専務理事 野 倉 加 奈 美

(2) 書面出席(8名)

理 事 高 橋 晴 彦 (加西市長) (代理) 市民部長 下 山 晴 一 郎

清 元 秀 泰 (姫路市長) (代理) 保健医療部長 黒 坂 勝 範

酒 井 隆 明 (丹波篠山市長) (代理) 医療保険課長 畑 岡 恭 子

門 康 彦 (淡路市長) (代理) 健康福祉部長 久 住 達 哉

河 野 勝 雄 (兵庫県国庫総合事務長) (代理) 専務理事 寺 田 利 樹

理 事 長 岡 田 康 裕 (加古川市長)

理 事 松 本 眞 (尼崎市長)

西 村 銀 三 (新温泉町長)

(3) 説明のため出席した者の職氏名(11名)

事務局長 入 江 健 介 総務部長 山 中 理 恵

審査部長 宮 崎 勝 也 保険者支援部長 松 本 嘉 弘

総務課長 橋 本 陽 子 財務課長 竹 正 樹

出納課長 馬 場 智 子 審査管理課長 松 本 リ 工

審査第1課長 木 岡 良 仁 情報システム課長 藤 川 雅 信

介護福祉課長 工 藤 恵

5 議 事

(1) 報告事項

報告第 8 号 兵庫県国民健康保険団体連合会職員給与規程の一部を改正する規程の制定について

(2) 議決事項

議案第 9 号 令和 6 年度税制改正に伴う関係規程の整備に関する規程の制定について

議案第 10 号 令和 6 年度兵庫県国民健康保険団体連合会歳入歳出予算補正について

議案第 11 号 兵庫県国民健康保険団体連合会規約の一部を改正する規約の制定について

議案第 12 号 兵庫県国民健康保険団体連合会はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師
施術療養費等の審査支払業務等の整備に関する規則の制定について

議案第 13 号 兵庫県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計経理規則の一部を改
正する規則の制定について

議案第 14 号 兵庫県国民健康保険団体連合会保険者事務共同電算処理規則等の一部を改正す
る規則の制定について

議案第 15 号 兵庫県国民健康保険団体連合会介護保険者事務共同処理規則の一部を改正する
規則の制定について

議案第 16 号 兵庫県国民健康保険団体連合会特定個人情報等取扱規程の一部を改正する規程
の制定について

議案第 17 号 令和 7 年度兵庫県国民健康保険団体連合会負担金及び手数料の単価について

議案第 18 号 令和 7 年度兵庫県国民健康保険団体連合会事業計画について

議案第 19 号 令和 7 年度兵庫県国民健康保険団体連合会歳入歳出予算について

議案第 20 号 令和 7 年度兵庫県国民健康保険団体連合会退職給付引当資産等の処分限度額に
ついて

議案第 21 号 兵庫県国民健康保険団体連合会中期経営計画（第 7 次）の策定について

議案第 22 号 第 149 回兵庫県国民健康保険団体連合会通常総会の招集について

6 会議の概要

開 会	橋本総務課長の司会により開会
開会あいさつ	庵途 典章 副理事長
議 長 選 任	規約第 32 条第 1 項の規定により、庵途副理事長が議長に選任された。 議 長 庵途 典章 副理事長
出席者の報告	橋本総務課長から報告を行った。 出席者 3 名、書面出席者 8 名
理事会成立宣言	庵途議長が宣言した。 規約第 34 条第 1 項の規定により、理事会が成立することを宣言
議事録署名人の選任	規約第 35 条の規定により、越田副理事長が指名された。 議事録署名人 越田 謙治郎 副理事長
議 事	入江事務局長、山中総務部長から説明及び報告を行った。 ・報 告 事 項 (1 件) ・議 決 事 項 (14 件)
閉 会	

7 議事（要旨）

橋本総務課長

ただ今から令和6年度第4回理事会を開会いたします。

開会にあたりまして、副理事長の庵途佐用町長から御挨拶を申し上げます。

庵途副理事長

皆さん、こんにちは。

立春が過ぎて暦の上では春ということで、日差しは非常に春らしくなってきましたけれども、昨日あたりから今季一番の厳しい寒波がやってきて、長く居座り10日ほど寒い日が続くようです。

皆さまにおかれましては、年度末の大変お忙しい中、今日は御出席をいただきまして、本当に御苦労様です。

本日の議案につきましては、たくさんの議題があります。

令和6年度もあとわずかですけれども、今年度の補正予算、そして、来年度の予算ということで、事業計画並びに予算の御審議、2月27日に総会が予定されておりますが、最終的にはこちらの総会で本会としての予算を決定させていただくこととなります。

少し時間はかかるかもしれませんが、事務局の方から簡潔に説明していただいて、議事の方をスムーズに終わられるようによろしくお願いいたします。

この年末には全国的にインフルエンザ感染者が多く出て、またコロナもぼつぼつと出ているということで、医療現場の方は混乱した状況でありました。

ようやくインフルエンザの方も少し落ち着いたように感じがいたします。

インフルエンザの感染で医療費もかなり増えたのではないかと思います。あたたかい春を迎える中で、インフルエンザは収まってきましたが、コロナの方はまたいつ流行してくるか分かりませんので、皆さまにおかれましては、十分気を付けていただいて、年度末、そして、新しい年度を迎えられるようお願いしたいと思います。

それでは、理事会を開会させていただきます。

よろしくお願いいたします。

橋本総務課長

ありがとうございました。

次に、議長の選任でございます。

本日は、公務の御都合でやむを得ず岡田理事長が、書面出席となりましたので、規約第32条第1項及び第21条第2項により、庵途副理事長にお願いいたします。

庵途議長

それでは、議長を務めさせていただきます。

議事の進行に皆さまの御協力をお願いしたいと思います。

橋本総務課長

まず、本日の出席状況について、事務局からの報告をお願いいたします。
理事定数は11名でございます。

本日の出席者3名、代理出席を含め、書面出席8名、以上、過半数の出席
がありますことを御報告いたします。

庵途議長

報告がありましたように、理事本人の出席は、私と越田市長と野倉専務理
事になります。

他の市町は代理や書面になっているということですが、規約第34条
第1項の規定によりまして、理事会が成立することを宣言させていただきます。
理事会の議事録署名人につきましては、規約第35条の規定により、私の方
で指名させていただきます。

越田副理事長

川西市長の越田副理事長さんによろしくお願ひしたいと思います。

はい。

庵途議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、報告事項として、報告第8号「兵庫県国民健康保険団体連合会職員
給与規程の一部を改正する規程の制定について」を報告いたします。

事務局に説明を求めます。

入江事務局長

事務局長の入江でございます。

着座にて説明させていただきます。

それでは、「令和6年度第4回兵庫県国民健康保険団体連合会理事会議案」
に基づき説明させていただきます。

なお、「兵庫県国民健康保険団体連合会」は、以下「本会」と略させてい
たいただきます。

議案書の2ページをお願いいたします。

報告事項でございます。

臨時急施を要し、理事会を招集する暇がなかったことにより、本会規約第
34条の2の規定により、令和6年12月16日に理事長専決処分を行ったもの、
でございます。

報告第8号「本会職員給与規程の一部を改正する規程の制定について」で
ございます。

制定理由は、兵庫県の「職員の給与等に関する条例」の改正内容に準じて
所要の整備を行うため、制定したものでございます。

3ページをお願いします。

改正の概要ですが、(1)で給料表の給料月額を改定し、(2)、(3)

で期末手当、勤勉手当の支給割合を記載のとおり改めるもので、施行期日等は令和6年12月16日から施行し、令和6年4月1日から適用でございます。

以上、報告第8号の説明を終わります。

庵途議長

報告第8号の説明が終わりましたが、この給与改定につきましては、兵庫県の給与に準ずるということで、すでに理事長の方で決裁され施行されております。

何か御意見、御質問等はよろしいでしょうか。

(な し)

庵途議長

以上で報告事項の説明を終わります。

続きまして、議決事項として、議案第9号「令和6年度税制改正に伴う関係規程の整備に関する規程の制定について」を提案させていただきます。

事務局の方から説明をお願いいたします。

入江事務局長

それでは、21ページをお願いいたします。

議案第9号「令和6年度 税制改正に伴う関係規程の整備に関する規程の制定について」でございます。

提案理由は、令和6年度 税制改正に伴い、関係規程について所要の整備を行うためでございます。

22ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、令和6年度 税制改正に伴い、(1)本会退職給付引当資産積立規程は、積立限度額について、必要額を積み立てる規定に改めます。

(2)本会 ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産管理運用規程は、積立限度額について、必要額を上限とする規定に改めるとともに、積立額を当該年度の手数料収入額の30%とするためにおかれていた積み替えに関する規定を削除いたします。

施行期日は、令和7年2月4日から施行し、令和6年4月1日から適用いたします。

以上、議案第9号の説明を終わります。

庵途議長

議案第9号の説明が終わりました。

この件につきまして、御意見、御質問等ございませんか。

(な し)

庵途議長

それでは、御質問ないようですので、議案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

庵途議長

御異議がないということで、議案第9号は、規約第33条の規定により、理事会議決事項として決定をいたします。

次に、議案第10号に入ります。

議案第10号「令和6年度歳入歳出予算補正について」を提案いたします。事務局から説明をお願いします。

入江事務局長

議案書の28ページをお願いします。

議案第10号「令和6年度 本会歳入歳出予算補正について」でございます。

提案理由は、診療報酬等の実績等を勘案し、所要の補正を行う必要があるため、でございます。

29ページをお願いいたします。

「令和6年度 一般会計及び特別会計別予算補正の概要について」でございます。

「1 補正の概要」でございますが、(1) 各特別会計における診療報酬等支払勘定につきましては、「診療報酬等の実績による必要な予算補正を行う」ものでございます。

(2) 一般会計及び各特別会計における業務勘定につきましては、実績等による必要な予算補正を行うもの、令和6年度 税制改正に伴い、ICT積立資産の積み替えのための取り崩しを行わず、必要額のみ積み増しする予算補正を行うものでございます。

「2 会計別予算補正額」ですが、最下段の合計をお願いいたします。

補正前の額2兆259億8,431万8千円、補正額37億7,943万8千円の減、補正後の額2兆222億488万円、補正前との比較は、99.8%となっております。

次に、各会計の予算補正でございますが、限られた時間でもございますので、お手元にお配りしております「概要版」に基づき説明をさせていただきます。

それでは、概要版の1ページをお願いいたします。

令和6年度予算補正につきましては、補正額の合計、補正後の合計、対補正前比及び主な増減を説明させていただきます。

「(1) 一般会計」でございます。

補正額5,512万8千円の減、補正後の額7億9,114万1千円、補正前との比較93.5%、主な補正理由は、歳入の「繰入金」、歳出の「総務費」の減で

ございます。

歳入の「繰入金」は、「退職給付引当資産繰入金」の減、歳出の「総務費」は、「一般管理費」で情報共有ネットワーク機器更改経費等の減でございます。

2ページをお願いします。

「(2) 診療報酬審査支払特別会計」の「ア 業務勘定」でございます。

補正額 5 億 3,648 万 9 千円の減、補正後の額 37 億 996 万 3 千円、補正前との比較 87.4%、主な補正理由は、歳入の「繰入金」、歳出の「積立金」の減でございます。これらは令和 6 年度税制改正に伴う対応でございます。

先ほどの議案第 9 号で承認いただきましたとおり、ICT 積立資産への積立については、当該年度の 30%を上限とする規定を削除したことにより、今年度から積み替えではなく、必要額の充足に向けた積立となることから、予算額を減じることとなりました。

以下、介護保険事業関係業務特別会計等の各特別会計の業務勘定において同様の状況となっております。

3ページをお願いします。

「イ 診療報酬支払勘定」でございます。

補正額 65 億 3,646 万 8 千円の減、補正後の額 4,255 億 9,709 万 5 千円、補正前との比較 98.5%、主な補正理由は、歳入及び歳出の「診療報酬等受入金及び支出金」の減でございます。

4ページをお願いします。

「(3) 介護保険事業関係業務特別会計」の「ア 業務勘定」でございます。

補正額 2 億 5,292 万 4 千円の減、補正後の額 39 億 3,858 万 1 千円、補正前との比較 94.0%、主な補正理由は、歳入の「繰入金」、歳出の「積立金」の減でございます。これらは令和 6 年度税制改正に伴う対応でございます。

5ページをお願いいたします。

「イ 介護給付費等支払勘定」でございます。

補正額 2 億 8,000 万円の減、補正後の額 5,168 億 2,400 万 2 千円、補正前との比較 99.9%、主な補正理由は、歳入及び歳出の「介護給付費受入金及び支出金」の減でございます。

次に、「ウ 公費負担医療等に関する報酬等支払勘定」でございます。

補正額 297 万 5 千円の減、補正後の額 47 億 9,309 万 7 千円、補正前との比

較 99.9%、主な補正理由は、歳入及び歳出の「公費負担医療等受入金及び支出金」の減でございます。

6 ページをお願いします。

「(4) 障害者総合支援法関係業務等特別会計」の「ア 業務勘定」でございます。

補正額 2,948 万円の減、補正後の額 2 億 5,202 万 1 千円、補正前との比較 89.5%、主な補正理由は、歳入の「繰入金」、歳出の「積立金」の減でございます。

これらは令和 6 年度税制改正に伴う対応でございます。

7 ページをお願いいたします。

「イ 障害介護給付費支払勘定」でございます。

補正額 50 億円の増、補正後の額 1,466 億 12 万 2 千円、補正前との比較 103.5%、主な補正理由は、歳入及び歳出の「障害介護給付費受入金及び支出金」の増でございます。

8 ページをお願いします。

「(5) 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計」の「業務勘定」でございます。

補正額 357 万 8 千円の減、補正後の額 1 億 5,725 万 3 千円、補正前との比較 97.8%、主な補正理由は、歳入の「手数料」、歳出の「積立金」の減でございます。

歳入の「手数料」は、「特定健康診査・特定保健指導等費用手数料」の減、歳出の「積立金」は、収支不足により ICT 積立資産の積立てを行わないことによる減でございます。

9 ページをお願いします。

「イ 特定健康診査・特定保健指導等費用支払勘定」でございます。

補正額 9,000 万円の減、補正後の額 13 億 5,000 万 2 千円、補正前との比較 93.8%、主な補正理由は、歳入及び歳出の「特定健康診査・特定保健指導等費用受入金及び支出金」の減でございます。

次に、「ウ 後期高齢者健康診査等費用支払勘定」でございます。

補正額 1,200 万円の減、補正後の額 6 億 2 千円、補正前との比較 98.0%、主な補正理由は、歳入及び歳出の「後期高齢者健康診査等費用受入金及び支出金」の減でございます。

10 ページをお願いします。

「(6) 後期高齢者医療事業関係業務特別会計」の「ア 業務勘定」でございます。

補正額 2 億 3,199 万 6 千円の減、補正後の額 34 億 3,339 万 6 千円、補正前との比較 93.7%、主な補正理由は、歳入の「繰入金」、歳出の「積立金」の減でございます。これらは令和 6 年度税制改正に伴う対応でございます。

11 ページをお願いいたします。

「イ 後期高齢者医療診療報酬支払勘定」でございます。

補正額 7 億 4,840 万円の減、補正後の額 8,731 億 8,540 万 3 千円、補正前との比較 99.9%、主な補正理由は、歳入及び歳出の「後期高齢者医療診療報酬受入金及び支出金」の減でございます。

以上、議案第 10 号の説明を終わります。

なお、補正予算につきましては、別に参考資料 1 として「令和 6 年度収支補正予算書」をお配りしておりますので、後ほど御覧いただきますようお願いいたします。

庵途議長

議案第 10 号の説明が終わりましたが、何か御意見、御質問等がございますか。

(な し)

庵途議長

異議ないということで、議案第 10 号につきましては、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

庵途議長

議案第 10 号は、国民健康保険法第 27 条第 1 項の規定により、総会の認定に付すことに決定させていただきます。

続きまして、令和 7 年度関係議案に入らせていただきます。

議案第 11 号「兵庫県国民健康保険団体連合会規約の一部を改正する規約の制定について」を提案いたします。

事務局から説明をお願いします。

入江事務局長

それでは、議案書にお戻りいただきまして、77 ページをお願いいたします。

議案第 11 号「本会規約の一部を改正する規約の制定について」でございます。

提案理由は、地方単独医療費助成について、地方公共団体の区域の内外を問わず審査支払業務を受託できるよう対応するとともに、通常総会の円滑な開催のために、所要の整備を行うためでございます。

規約改正でございますので、通常総会に議案提出いたします。

78 ページをお願いします。

改正の概要でございますが、(1) 本会が行う地方単独医療費助成の審査支払事業について、兵庫県及び市町が実施するものに特定する規定を削除し、地方公共団体の区域の内外を問わず地方単独医療費助成の審査支払を受託可能といたします。

また、(2) 通常総会を円滑に開催できるよう関係規定を改めます。

施行期日は、令和7年4月1日から施行いたします。

以上、議案第11号の説明を終わります。

庵途議長

議案第11号の説明が終わりました。

この件につきまして、御意見、御質問等はありませんか。

(な し)

庵途議長

ないようですので、議案第11号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

庵途議長

議案第11号は、国民健康保険法第27条第1項の規定により、総会の認定に付すことに決定いたします。

次に、議案第12号「兵庫県国民健康保険団体連合会はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師施術療養費等の審査支払業務等の整備に関する規則の制定について」から議案第17号「令和7年度兵庫県国民健康保険団体連合会負担金及び手数料の単価について」を一括提案いたします。

事務局からの説明をお願いします。

入江事務局長

議案書84ページをお願いいたします。

議案第12号「本会はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師施術療養費等の審査支払業務等の整備に関する規則の制定について」でございます。

提案理由は、令和7年4月から、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師施術療養費等、以下「あはき療養費」と略します。

このあはき療養費審査支払業務を開始することに伴い、関係規則について所要の整備を行うためでございます。

85ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、

(1) 令和7年度からのあはき療養費の審査支払業務を開始することに伴い、事業の実施に必要な事項を定めるため、あはき療養費審査支払規則を制定いたします。

(2) あはき療養費審査支払規則の制定に伴い、関係する規則について所要の整備を行います。

整備する規則は、

- ア 本会療養費審査規則
- イ 本会柔道整復師施術療養費等審査支払規則
- ウ 本会保険者レセプト管理システム運用管理業務規則
- エ 本会普通交付金収納事務規則

86 ページの

オ 本会診療報酬等延滞手数料の徴収に関する規則
でございます。

施行期日等については、記載のとおり、新たに制定するあはき療養費審査支払規則は、令和7年2月4日に施行し、令和7年4月審査分から適用、(2)ウのレセプト管理システム運用管理業務規則は令和7年4月1日に施行し、令和7年5月処理分から適用、それ以外の規則は、令和7年4月1日施行でございます。

111 ページをお願いします。

議案第13号「本会診療報酬審査支払特別会計経理規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。

提案理由は、風しん対策事業及び新型コロナウイルスワクチン接種事業について、令和6年度をもって終了することに伴い、所要の整備を行うためでございます。

112 ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、「風しんの追加的対策における集合契約について」及び「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種における集合契約等について」により、市町から委託を受けて行う抗体検査等費用の請求支払業務について、令和6年度をもって終了することに伴い、その経理規則について所要の整備等を行います。

施行期日等については、令和7年4月1日から施行いたしますが、診療報酬審査支払特別会計の令和6年度の収入及び支出並びに決算に関しては、なお従前の例によるものといたします。

116 ページをお願いいたします。

議案第14号「本会保険者事務共同電算処理規則等の一部を改正する規則の制定について」でございます。

提案理由は、手数料単価については、理事会の議決により定めていることから所要の整備を行うためでございます。

117 ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、3つの規則についてそれぞれ御説明いたします。

(1) 本会保険者事務共同電算処理規則でございますが、手数料単価については、理事会の議決により定めていることから、手数料額について「別に定める」を「理事会において定める」に改めます。

オプションシステムの処理項目を明確にするため、別表(第2条関係)を加えます。

(2) 本会高額療養費共同電算処理規則でございますが、こちらも(1)保険者事務共同電算処理規則と同様に、手数料額について「別に定める」を「理事会において定める」に改めます。

委託内容を明確にするため、別記様式(第3条関係)に処理内容の表を加えます。

(3) 本会障害者総合支援市町等事務共同処理規則については、委託書の提出期限、委託内容の変更に係る手続きの締切日等を明確にします。

処理内容及び手数料額を明確にするため、別表(第12条関係)を加えます。

また、(1)から(3)について、その他所要の文言整備を行います。

施行期日等については、令和7年4月1日施行とし、改正後の規定は令和7年度の予算から適用し、令和6年度以前の予算については、なお従前の例によるものとします。

130 ページをお願いします。

議案第15号「本会介護保険者事務共同処理規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。

提案理由は、介護保険者事務共同処理業務の拡充等に伴い、関係規定について所要の整備を行うためでございます。

131 ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、(1)業務の拡充及び現状との整合性を図るため、共同処理業務の範囲に業務を追加します。

(2) 委託内容の変更等に係る手続きの締切日及び各種手数料の請求及び払込日程を明確にします。

施行期日等については、令和7年4月1日とし、改正後の規定は令和7年度の予算から適用し、令和6年度以前の予算については、なお従前の例によ

るものいたします。

145 ページをお願いします。

議案第 16 号「本会特定個人情報等取扱規程の一部を改正する規程の制定について」でございます。

提案理由は、個人番号カードと健康保険証の一体化に伴う健康保険証の新規発行の停止及び本会のアクセス制御に用いるパスワードの管理を変更することに伴い、所要の整備を行うためでございます。

146 ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、(1) 被保険者証の新規発行停止に伴う見直しとして、第 5 条に規定する特定個人情報等の範囲を表す表中の「被保険者証番号、被保険者証枝番」の表記を「被保険者番号、枝番号」に改めます。

(2) パスワードの変更に関する見直しとして、セキュリティ対策の効果向上を図るため、第 35 条第 3 項の規定をパスワードの定期的な変更から再利用の制限に改めます。

施行期日については、令和 7 年 2 月 4 日施行でございます。

151 ページをお願いします。

議案第 17 号「令和 7 年度 本会負担金及び手数料の単価について」でございます。

提案理由は、令和 7 年度の各負担金及び手数料の単価を定めるためでございます。

その中で、令和 7 年度の負担金及び手数料の単価は、次の 152 ページから 158 ページまでの別記のとおりでございます。

令和 7 年度より開始のあはき療養費に係る手数料につきましては、153 ページの(3)ウに記載のとおり、令和 7 年 4 月審査分より、審査支払は 1 件当たり税抜 200 円、審査のみ及び特別療養費については、税抜 91 円といたします。

他の負担金及び手数料につきましては、令和 6 年度からの変更はございません。

また、議案に記載していない手数料等については、参考資料 3 でお配りしております一覧を御確認をお願いいたします。

以上、議案第 12 号から議案第 17 号の説明を終わります。

議案第 12 号から議案第 17 号までの説明が終わりました。御意見、御質問等はございませんか。

庵途議長

(な し)

庵途議長
入江事務局長
庵途議長

説明の中にあつた「あはき」というのは、一般的な言い方なんでしょうか。
国・厚労省の方が「あはき療養費」という表現をされています。
分かりました。

特にないようですので、議案第 12 号から議案第 17 号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

庵途議長

議案第 12 号から議案第 17 号までは、規約第 33 条の規定により、理事会議決事項として決定いたします。

次に、議案第 18 号「令和 7 年度兵庫県国民健康保険団体連合会事業計画について」から議案第 20 号「令和 7 年度兵庫県国民健康保険団体連合会退職給付引当資産等の処分限度額について」までを一括提案させていただきます。

事務局に説明を求めます。

入江事務局長

それでは、議案書の 159 ページをお願いいたします。

議案第 18 号「令和 7 年度本会事業計画について」でございます。

提案理由は、令和 7 年度の事業計画として、この議案を提案するものでございます。

160 ページをお願いいたします。

「令和 7 年度事業計画について」「1 基本方針」でございます。

本会は、保険者の共同体として、また、審査支払機関として、社会的使命を果たすことを目的に「保険者に満足され信頼される連合会をめざして」を基本理念に掲げ、国保・後期高齢者医療・介護保険等の各種事業を行っております。

団塊の世代が後期高齢者へ移行し、本格的な高齢化社会が到来しようとしている中、国保においては被保険者の減少に伴う保険財政等への影響が懸念される一方、介護保険においては、介護給付費の増加による制度の持続可能性の確保が課題となっており、国においては「全世代型社会保障制度の構築」などの議論が行われているところです。

また、マイナンバーカードと健康保険証の一体化をはじめとした「医療 DX」など、国によるデジタル化が推進されており、保険者への影響も少なくない状況でございます。

本会の基幹業務である診療報酬審査支払業務につきましては、令和 3 年に厚生労働省・支払基金・国保中央会の三者で策定した「審査支払機能に関する

る改革工程表」に基づき、支払基金と国保連合会の審査結果の不合理的な差異の解消やシステムの整合かつ効率的なあり方についての取組が進められているところです。

これらの情勢や課題に適切に対応するため、令和7年度の本会事業運営は、以下の基本方針

- (1) 審査支払業務の充実・強化
- (2) 保険者支援事業の充実・強化
- (3) 効率的な運営体制の確立

のもと諸事業を展開してまいります。

161 ページをお願いします。

「2 主要事業の概要」でございます。

3つの基本方針についてそれぞれ記載しております。

(1) 審査支払業務の充実・強化についてでございます。

診療報酬、介護給付費、障害者総合支援法関係の適正かつ効率的な審査、確実な支払に努めてまいります。

特に、ア 診療報酬等審査支払業務及び療養費等審査支払業務の充実・強化では、(ウ) 療養費等審査支払業務の充実・強化として、令和7年度から「あはき療養費受領委任分」の受付・支払業務について事業を拡充することを踏まえ、「柔道整復施術療養費及びあはき療養費」の審査を適正かつ効率的に行うとともに、正確・確実な支払を行ってまいります。

また、エ 各種費用の請求支払事務開始に向けた準備といたしまして、国の進める全世代型社会保障の構築の一環で、予防接種費用等の請求支払事務のほか、母子保健に係る妊産婦健診等の費用についても国保連合会が受託する予定であり、その準備を進めてまいります。

162 ページをお願いいたします。

(2) 保険者支援事業の充実・強化でございます。

ア 共同事業等の積極的な推進では、(ア) 国保保険者事務共同電算処理業務の実施といたしまして、医療費適正化や保険者事務の負担軽減を図るため、記載の各種事業を実施いたします。

また、令和6年度から本格実施となっております、特別調整交付金（結核・精神）の申請支援事業は、令和7年度以降も引き続き実施いたします。

(イ) 市町村事務処理標準システム共同運用の実施につきましては、参画いただいている6市町と調整を行いながら、令和7年度も引き続き、本会が

ガバメントクラウド運用管理補助者となり、共同運用を実施する準備を進めてまいります。

(エ) 第三者求償につきましては、保険者における求償事案発見を支援するため、損保会社へ傷病届等の作成・提出支援の覚書の趣旨・内容を周知するとともに、県と連携するなどし、保険者の取組を支援してまいります。

163 ページをお願いします。

イ 保健事業等の積極的な展開でございます。

(ア) 保険者努力支援制度に重点を置いた保健事業の実施につきましては、保険者努力支援制度の評価指標を踏まえ、専門家との連携による助言や支援を行ってまいります。

また、データ分析・評価に関する研修会や説明会の開催による保険者支援を予定しております。

(イ) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る保険者支援の実施につきましては、各市町における国保・後期高齢者医療・介護・保健衛生部門等の連携した取組を支援できるよう担当者説明会を実施いたします。

164 ページをお願いします。

(3) 効率的な運営体制の確立についてでございます。

ア 情報システムの効率化及び最適化につきましては、(ア) 国保中央会開発システムの導入・運用としましては、「審査支払機能に関する改革工程表」に基づく国保総合システムの審査領域の共同利用に向けて計画的に実施していくとともに、令和7年度以降、順次予定されている、介護保険、障害者総合支援、特定健診、後期高齢者医療請求支払に関する標準システムの更改・クラウド化についても準備、導入を計画的に行ってまいります。

(イ) 各種電算処理システムの最適化につきましては、国保中央会の提供する標準システムの更改にあわせて、外付けシステムのスリム化、運用経費の縮減を目的に最適化を進めてまいります。

最後に、ウ 健全な財政運営の推進につきましては、各種システムの更改経費の財源確保について、引き続き国保中央会等関係団体と連携し、国庫補助要請を行ってまいりますとともに、引き続き良質な保険者サービスを提供できるよう、中期財政見通しを策定し健全な財政運営を目指してまいります。

165 ページは、令和7年度の主要事業体系表でございますので、後ほど御覧いただきますようお願いいたします。

166 ページをお願いします。

議案第 19 号「令和 7 年度本会歳入歳出予算について」でございます。

167 ページをお願いします。

「1 基本方針」でございます。

(1) 一般会計及び各特別会計における業務勘定の予算編成にあたりましては、良質な保険者サービスを確保した中で、手数料等の事業収入を基本財源に、単年度収支の均衡を図ることを基本として、各種システムのクラウド化への対応及び更改経費等、投資的経費に対しては、補助金、減価償却引当資産及び ICT 積立資産を充当財源といたします。

(2) 歳入については、国庫補助金等を有効活用するとともに、物価高騰による委託費の増加等については、積立金等を活用し、手数料等の単価を据え置くこととします。

(3) 歳出については、各種システムの更改経費や運用保守等の必要経費を見込んでおります。

(4) 各特別会計における支払勘定の予算編成にあたっては、社会情勢の変化や社会保障制度改革などの動向、及び令和 6 年度までの実績を勘案し、必要な費用を計上しています。

続きまして、「2 会計別予算」でございます。

令和 7 年度の予算の総額は最下段でございます。

2 兆 919 億 179 万 5 千円で、対前年度予算比 103.3%でございます。

次に、各会計の予算の詳細でございますが、「概要版」に基づき説明をさせていただきます。

概要版の 12 ページをお願いいたします。

令和 7 年度予算につきましては、各会計の合計、令和 6 年度当初予算との比較、対前年度比と、一般会計及び特別会計の業務勘定については、主な増減を説明させていただきます。

それでは、「一般会計」でございます。

7 年度予算 7 億 7,947 万 9 千円、6 年度予算との比較 6,404 万 3 千円の減、対前年度比 92.4%、主な増減は、情報共有ネットワーク機器更改経費の皆減、債務負担行為は、外部監査契約に係るもので、会計年度に合わせ決算までの監査を委託するため、契約期間を令和 7 年 8 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日とする必要があることから提案するものでございます。

13 ページをお願いいたします。

「診療報酬審査支払特別会計」の「業務勘定」でございます。

7年度予算40億7,433万2千円、6年度予算との比較1億7,212万円の減、対前年度比95.9%、主な増減は、国保事務の標準化・広域化に関する支援に係るシステム開発等経費の増、風しん対策事業及び新型コロナワクチン接種事業終了に伴う経費の皆減、ICT積立資産の積み替えを行わないことによる減でございます。

14ページをお願いします。

「診療報酬支払勘定」でございます。

7年度予算4,254億1,076万3千円、6年度予算との比較67億2,280万円の減、対前年度比98.4%となっております。

15ページをお願いします。

「介護保険事業関係業務特別会計」の「業務勘定」でございます。

7年度予算40億4,335万1千円、6年度予算との比較1億4,815万4千円の減、対前年度比96.5%となっております。

主な増減は、介護保険審査支払等システム更改経費の増、KDB補完システム機能改修経費の減、ICT積立資産の積み替えを行わないことによる減でございます。

16ページをお願いいたします。

「介護給付費等支払勘定」でございます。

7年度予算5,295億6,000万2千円、6年度予算との比較124億5,600万円の増、対前年度比102.4%となっております。

次に、「公費負担医療等に関する報酬等支払勘定」でございます。

7年度予算49億2,966万2千円、6年度予算との比較1億3,359万円の増、対前年度比102.8%となっております。

17ページをお願いします。

「障害者総合支援法関係業務等特別会計」の「業務勘定」でございます。

7年度予算2億8,706万8千円、6年度予算との比較556万7千円の増、対前年度比102.0%、主な増減は、障害者総合支援給付審査支払等システム更改経費の増、ICT積立資産の積み替えを行わないことによる減でございます。

18ページをお願いいたします。

「障害介護給付費支払勘定」でございます。

7年度予算1,560億12万3千円、6年度予算との比較144億1千円の増、対前年度比110.2%となっております。

次に、「障害児給付費支払勘定」でございます。

7年度予算 450億 5,472万 3千円、6年度予算との比較 40億 8,192万 1千円の増、対前年度比 110.0%となっております。

19ページをお願いします。

「特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計」の「業務勘定」でございます。

7年度予算 1億 7,276万 7千円、6年度予算との比較 1,193万 6千円の増、対前年度比 107.4%となっております。

主な増減は、特定健診等データ管理システム更改経費の増でございます。

20ページをお願いいたします。

「特定健康診査・特定保健指導等費用支払勘定」でございます。

7年度予算は、13億 2,000万 2千円、6年度予算との比較 1億 2,000万円の減、対前年度比 91.7%となっております。

次に「後期高齢者健康診査等費用支払勘定」でございます。

7年度予算は、6億 1,200万 2千円、6年度予算との比較は、増減なく、対前年度比 100%となっております。

21ページをお願いいたします。

「後期高齢者医療事業関係業務特別会計」の「業務勘定」でございます。

7年度予算 34億 4,843万 8千円、6年度予算との比較 2億 1,695万 4千円の減、対前年度比 94.1%、主な増減は、後期高齢者医療請求支払システム更改経費の増、ICT積立資産の積み替えを行わないことによる減でございます。

22ページをお願いします。

「後期高齢者医療診療報酬支払勘定」でございます。

7年度予算 9,162億 908万 3千円、6年度予算との比較 422億 7,528万円の増、対前年度比 104.8%となっております。

なお、予算につきましては、別に参考資料 2 として「令和 7 年度収支予算書」をお配りしておりますので、後ほど御覧いただきますようお願いいたします。

次に「議案書」に戻りまして、247ページをお願いいたします。

議案第 20 号「令和 7 年度本会退職給付引当資産等の処分限度額について」でございます。

提案理由は、本会が保有する積立金を処分するためでございます。

248ページの別記でございますが、処分限度額でございます。

1 退職給付引当資産 6,000万円

- 2 財政運営準備金 2,329万5千円
- 3 保健事業積立金 864万円
- 4 財政調整基金積立資産 4億6,872万円
- 5 減価償却引当資産 5億8,287万7千円
- 6 ICT積立資産 5,005万6千円

それぞれを処分限度額とし、処分時期につきましては、いずれも令和7年度内でございます。

以上、議案第18号から議案第20号までの説明を終わります。

庵途議長

議案第18号から議案第20号までの説明が終わりましたが、御意見、御質問等はありませんか。

(な し)

庵途議長

予算を見ると、診療報酬については下がってきているんですけども、介護や後期高齢は上がってきていますね。

今後の見通しとしては、診療報酬については、人口が減って頭打ちの傾向になってくるのでしょうか。

入江事務局長

被用者保険の適用拡大であるとか、少子高齢化というところが、国保にはかなり打撃となっていており、回復はなかなか難しいのではないかと今は想定されます。

介護給付や障害の給付、後期高齢はかなり伸びてきております。

後期高齢は、ちょうど団塊の世代が2025年後期高齢に移行されてきて、だいたい今がMAXくらいの被保険者数でありますけども、これから徐々に後期高齢に入られる方よりも亡くなる方の方が多くなっていく状況になりますので、今後10年を過ぎたあたりから減少傾向に陥ると想定されます。

庵途議長

地域によって、私たち佐用町のような地域と、大都市とはまた違って来るかもしれないんですけども、高齢化率が上がって、実際の被保険者の人数は減っていく状況で、これから国保も後期も全体として加入者が減っていくことは間違いないですね。

それでは、特に御質問がないようでございますので、議案第18号から議案第20号までは、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

庵途議長

異議なしということで、議案第18号から第20号は、国民健康保険法第27条第1項の規定により、総会の認定に付すことに決定いたします。

次に、議案第21号「兵庫県国民健康保険団体連合会中期経営計画(第7次)

山中総務部長

の策定について」を提案いたします。

事務局に説明を求めます。

総務部長の山中でございます。

よろしくお願いいたします。

それでは、議案書の 250 ページをお願いいたします。

議案第 21 号「本会中期経営計画（第 7 次）の策定について」でございます。

提案理由は、国保連合会運営の中期的な課題に対し、計画的に取り組むため、中期経営計画（第 7 次）を策定するものでございます。

253 ページをお願いいたします。

「Ⅰ 計画策定の趣旨」でございます。

最初の段落では、本会では「保険者に満足され信頼される連合会をめざして」という基本理念に基づき、平成 15 年度から「中期経営計画」を策定してきたこと、次の段落では、本会を取り巻く情勢として、審査支払改革など、本会に求められる役割や事業の拡大が見込まれる一方で、業務のスリム化、合理化の要請が高まっていること、「また、」の段落では、本会は国民健康保険事業の更なる安定運営へ寄与すること、引き続き保険者を始めとした関係機関と長期的・継続的な信頼関係を築けるよう取り組むことを記載しております。

最後の段落でございますが、このように本会を取り巻く状況は大きく変化している中で、本会の役割を的確に果たせるよう、本会の中長期的な方向性を定めた中期経営計画（第 7 次）を策定するものでございます。

256 ページをお願いいたします。

「Ⅱ 取り巻く情勢」でございます。

先ほどの議案第 18 号の令和 7 年度本会事業計画と重複しているところもありますので、後ほど御確認いただきますようお願いいたします。

260 ページをお願いいたします。

「Ⅲ 本会の現状と課題」でございますが、課題を大きく 4 分類いたしまして記載しております。

「1 審査業務の充実強化と請求支払業務の拡充」におきましては、「審査業務の充実強化」や「審査支払機能に関する改革工程表への対応」などの課題につきまして、記載しております。

次ページ以降におきましては、「保険者支援業務の拡充」、「デジタル化に伴うシステム運用管理等」及び「組織体制」の課題につきまして、記載を

しておりますので、こちらも後ほど御確認いただきますようお願いいたします。

269 ページをお願いいたします。

「IV 国保連合会のめざす姿（兵庫国保連「2030 ビジョン」）」でございますが、本会が2030年にめざす姿を「保険者の医療・保健・介護・福祉業務をスマートにトータルサポートできる連合会へ」と掲げ、「精度の高い審査、確実な請求支払サービスの提供」など、3つのスマート、「サービス・サポート・連合会」を基本方針と定めて取り組んでまいりますことを記載しております。

274 ページをお願いいたします。

「V 基本方針を実現するための事業戦略」でございます。

基本方針ごとに、戦略目標を設定し、事業戦略を立てて取り組んでまいります。

「基本方針 1 精度の高い審査、確実な請求支払サービスの提供」につきましては、「審査支払業務の充実・高度化・効率化」、「審査支払機能に関する改革工程表に対応した組織編成」、「各種請求支払の積極的受託」を戦略目標とし、「新たな視点及び現状分析による審査の充実・強化」など、3つの事業戦略につきましては、取り組んでいくことを記載しております。

276 ページをお願いいたします。

「基本方針 2 共同体として保険者事務の幅広いサポート」につきましては、「共同処理による保険者負荷の軽減、医療費適正化支援の拡大」、「市町村事務処理標準システム共同運用の参画市町の拡大」、「介護給付適正化に向けた支援を拡大」を戦略目標とし、「共同処理による保険者負担の軽減」など、5つの事業戦略につきましては、取り組んでいくことを記載しております。

278 ページをお願いいたします。

「基本方針 3 トランスフォーメーション等に柔軟に対応できる組織基盤の確立」につきましては、「将来にわたり持続可能で安定的な財政運営」、「保険者支援の基盤となるシステム整備と安定運用」、「コンプライアンスを尊重する組織風土の醸成」、「変化に対応でき、能力を発揮できる人材マネジメント」を戦略目標とし、「持続可能で安定的な組織運営に資する財政基盤」など、5つの事業戦略につきましては、取り組んでいくことを記載しております。

281 ページをお願いいたします。

「Ⅵ 計画の推進」でございます。

1 計画の期間につきましては、令和7年度から令和11年度までの5年間とすることを、2 実施計画につきましては、別紙「中期経営計画（第7次）実施計画一覧」のとおり事業戦略に基づく実施計画とすることを、3 計画を推進するための仕組みにつきましては、単年度ごとに実施計画進行管理表を策定すること、中期経営計画に関する会議において定期的な進行管理を行うこと、PDCAサイクルのプロセスを活用し、必要な計画の見直しは柔軟かつ迅速に対応していくことを、4 評価につきましては、単年度の実施計画については、実施計画進行管理表に基づき中期経営計画に関する会議において達成状況等を評価し、毎年、7月の理事会及び総会に実施状況を報告することを、最後に、5 計画の見直しにつきましては、本会を取り巻く情勢に変化が生じた場合等においては、柔軟に計画の見直しを図り、常に「保険者ニーズを的確に把握し、変化に柔軟に対応できる組織」を実現することを記載し、計画の実現に向けて取り組んでまいります。

以上、議案第21号の説明を終わります。

庵途議長

議案第21号の説明が終わりましたが、御意見、御質問等はありませんか。

（ な し ）

庵途議長

ないようでございますので、議案第21号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（ 異議なし ）

庵途議長

議案第21号は、規約第33条の規定により、理事会議決事項として決定いたします。

次に、議案第22号「通常総会の招集について」を提案いたします。

事務局に説明を求めます。

入江事務局長

それでは、議案書の284ページをお願いします。

議案第22号「第149回本会通常総会の招集について」でございます。

総会の招集は、本会規約第33条の規定に基づき、理事会の議決によることとなっておりますので、この議案を提案するものでございます。

285ページでございますが、

日時、令和7年2月27日木曜日、午後1時30分から、場所は18階大会議室でございます。

以上、議案第22号の説明を終わります。

庵途議長

・ 議案第 22 号の説明が終わりましたが、御意見、御質問等はございませんか。

(な し)

庵途議長

ないようでございますので、議案第 22 号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

庵途議長

ありがとうございます。

議案第 22 号は、規約第 33 条の規定により、理事会議決事項として決定いたします。

総会は、最近欠席されることも多いですが、重要な議案が協議されるものであり、ぜひ各市町におかれては出席していただけるよう通知していただきたいと思えます。

以上をもちまして、本日の理事会の議事は全て終了いたしました。

御協力ありがとうございました。

橋本総務課長

ありがとうございました。

閉会にあたりまして、副理事長の越田川西市長から御挨拶を申し上げます。

越田副理事長

それでは、閉会にあたりまして、一言御挨拶、お礼を申し上げます。

本日は、「令和 6 年度予算補正」、「令和 7 年度事業計画・予算」をはじめとする、大変多くの議案について御審議いただき、いずれも提案どおり御承認いただきましたこと、誠にありがとうございます。

今後とも本会を取り巻く情勢の変化に対応しつつ、保険者ニーズに対応した各種事業に積極的に取り組んでまいりたいと存じますので、御支援、御協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

最後になりますが、皆様方の一層の御健勝と御活躍を御祈念申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

橋本総務課長

ありがとうございました。

これもちまして、令和 6 年度第 4 回理事会を閉会いたします。

理事の皆様には、2 月 27 日の総会に御出席いただきますようお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

議事録署名

議

長

庵造典章

議事録署名人

越田謙治郎